

「香港メディア等招請業務」

## 業務仕様書

令和 8 年 9 月  
北東北三県観光立県推進協議会

この「業務仕様書」は、青森県、秋田県及び岩手県の三県で構成する北東北三県観光立県推進協議会（以下「三県協」という。）が実施する「香港メディア等招請業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 概要

### (1) 趣 旨

仙台香港線を活用した、香港から青森県、秋田県及び岩手県（以下、「北東北三県」という。）への個人旅行客の誘客拡大・広域周遊の促進を図るため、現地メディア等を招請し、北東北三県のドライブルートや観光コンテンツなどの情報発信を強化する。

### (2) 委託業務の名称

香港メディア等招請業務

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

### (4) 委託料の上限額

3,800 千円（税込）

## 2 業務内容

### 現地メディア、インフルエンサー等による情報発信

#### (1) 被招請者の選定

- ・ 香港市場の訪日リピーター層への発信力があるメディア、インフルエンサーを2名以上選定すること。
- ・ 被招請者の選定にあたっては、以下の基準を満たすこと。  
〈メディアの場合〉
  - 雑誌や新聞等の紙媒体、web 媒体、テレビ等広く香港在住者に見られている媒体を選定すること。
  - 紙媒体については発行部数5万部以上
  - web 媒体については北東北三県の記事が掲載されるページの月間PV数（オーガニックのみ）5,000以上  
〈インフルエンサーの場合〉
  - YouTube または Instagram のリール等動画による情報発信に力を入れていること。
  - フォロワー数10,000人以上
  - 情報発信回数等  
YouTube の場合：計15分以上（複数回に分けての配信も可）、ショート動画1本以上  
Instagram の場合：6回（3県×2本）以上（うちリール動画3回以上）

#### (2) 被招請者による取材

- ・ 香港-仙台便を利用した旅行情報発信のため、仙台空港利用を想定した行程を組むこと。
- ・ 被招請者については、香港在住、日本在住を問わない。
- ・ 取材行程については受託者による提案とするが、北東北三県にそれぞれ1泊以上し、3県を満遍なく周遊できる行程とすること。
- ・ 取材先については、被招請者または受託者でアポイントメントと取材許可を必ずとること。

- ・ 被招請者、被招請者と同行するスタッフやガイド、通訳に関する経費については、この事業費にすべて含まれるものとする。
  - ・ 取材については効果的な発信時期から逆算して提案すること。
- (3) 被招請者による取材内容の情報発信
- ・ 撮影した動画や写真、作成した原稿の確認方法については被招請者側のルールに則った形で実施するが、情報発信前に取材先、三県協それぞれに必ず1回以上確認を受けること。
  - ・ 取材内容の発信時期については、北東北三県の認知度向上又は誘客に効果的な時期とするほか、web 媒体、YouTube、Instagram においては発信時間帯も配慮すること。

### 3 目標とする指標

以下の指標をもとに提案すること。

- ・ 必須指標：インプレッション数 15 万以上
- ・ 選択指標：上記業務について、エンゲージメント指標等、広告を見た人の行動に繋がる指標を1つ以上提案すること。

### 4 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

- ・ 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- ・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を三県協に対して文書で報告しなければならないこと。

#### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ・ 三県協は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ・ 三県協は、上記「(1) 再委託等の制限」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ・ 受託者は、上記による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、三県協に対して文書により通知しなければならないこと。

#### (3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

#### (4) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

#### (5) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに三県協と協議を行うもの。